

発委第 1 号

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

令和4年5月19日

提 出 者

議会運営委員会委員長 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

別紙

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年八雲町条例第27号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、支給日現在（前項後段に該当するときは、その日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、支給日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、支給日現在（前項後段に該当するときは、その日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、支給日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。